

令和8年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。

※市税等の納付状況により該当しない場合があります。



定住・移住・新築・リフォーム支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	東京23区等から尾花沢市に移住したとき	移住支援金	就職、起業等で本市へ移住する際に支援金を助成(単身者60万円、世帯者100万円、18歳未満の子どもがいる場合は30万円加算)	◆東京23区に5年以上在住又は通勤をし、申請後5年以上継続して本市に居住する意思がある方 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
2	移住を前提にした田舎暮らしを体験したいとき	田舎暮らし短期体験事業(宿泊費レンタカー費用助成)	①市内の民間宿泊施設に宿泊する際の費用を助成(1泊2日以上4泊5日以内、1泊5千円) ②レンタカー、タクシーを使用する際の費用を助成(レンタカー1日2千円、タクシー1日5千円)	◆移住を前提にした短期の田舎暮らしを体験する方	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
3	宅地を取得するとき	宅地取得等助成事業(ふるさと暮らし応援事業)	①宅地等購入価格の10%以内で上限50万円を助成 ②空き家購入費を含む宅地取得の場合、10%以内で上限100万円を助成 ※上乗せ要件あり	◆自らが居住するための宅地等(空き家を含む)を取得した方 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
4	住宅を建てる時	新築住宅等助成事業(ふるさと暮らし応援事業)	新築住宅建築費の10%で上限100万円を助成 市内業者施工加算50万円、子育て世帯等加算20万円、建替加算30万円	◆住宅を新築(建替えを含む)する方 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
5	空き家を活用するとき	家財道具処分事業(空き家活用支援事業)	空き家の荷物整理や家財道具撤去費用の2/3で上限20万円を助成	◆空き家バンクに登録している物件の所有者 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
6	空き家を活用するとき	空き家改修事業(空き家活用支援事業)	空き家バンクを利用して空き家バンク登録物件を取得した転入者又は子育て世帯等へ助成 取得した空き家の改修費用の2/3で上限100万円	◆空き家バンクに登録している物件の購入者 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
7	新婚世帯が新生活をはじめるとき	結婚新生活支援事業	新生活をはじめるときの住居費(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)や引越費用等を助成 39歳以下の夫婦は上限30万円、29歳以下の夫婦は上限60万円	◆夫婦所得500万円未満の新婚世帯 ◆婚姻日における年齢が39歳以下の夫婦 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
8	民間賃貸住宅等を借りるとき	民間賃貸住宅等家賃助成事業(ふるさと暮らし応援事業)	家賃月額額の20%で上限2万円/月(転入世帯でひとり親の子育て世帯は30%で上限3万円/月)を3年間助成(助成期間延長要件あり)	◆婚姻届を提出してから1年以内で40歳未満の世帯や、市外から転入して3年以内の世帯 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
9	民間賃貸住宅を建設するとき	民間賃貸住宅建設利子補給事業(ふるさと暮らし応援事業)	賃貸住宅建設借入金に対し、金融機関などへ支払った利子の1/2で上限60万円/年を3年間助成	◆1棟あたり4戸以上の共同住宅の建設 ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
10	克雪住宅を建築するとき	克雪住宅建設等助成事業	融雪式住宅(熱利用)・高床式住宅(基礎高1.5m超等)・耐雪式住宅(2.5m以上の積雪耐荷重)の建築費を助成 対象事業費の30%で上限60万円 ※上乗せ要件あり	◆左記について 一般住宅及び建物の床面積の1/2以上が居住部分である併用住宅であること ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
11	消融雪装置の設置や除雪機械を購入するとき	消融雪装置設置助成事業	① 消融雪装置の導入に係る事業費の30%で上限60万円を助成 ※上乗せ要件あり ② 家庭用除雪機械購入価格の10%で上限15万円を助成	◆左記の①について 一般住宅及び建物の床面積の1/2以上が居住部分である併用住宅であること ※その他の要件あり	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
12	住宅を建設する際に資金を借り受けるとき	尾花沢市勤労者住宅建設資金利子補給金	労働金庫から住宅建設資金を借り受けたものに対するの利子補給(1件50万円以上、上限200万円。 年利3.65%を限度に5年間)	◆住宅面積が280㎡以内の住宅を建設若しくは購入する方、又は宅地面積が450㎡以内の宅地を購入する方 ◆所得制限あり	商工観光課 商工労政係 【内線254】
13	浄化槽の設置	尾花沢市浄化槽設置整備事業	合併浄化槽の本体工事費を対象に、人槽ごとの助成	◆公共下水道認可区域、農業集落排水事業整備区域を除く市内全域の住宅(小規模店舗併設住宅については、住宅部分のみ対象) ※着工前の申請が必要です	環境エネルギー課 生活環境エネルギー係 【内線261】
14	浄化槽の設置	尾花沢市浄化槽整備促進事業	単独浄化槽や汲み取り便槽から合併浄化槽を設置するリフォーム費用に対する人槽ごとの助成	◆尾花沢市浄化槽設置整備事業補助金を受けた者のうち、既存単独浄化槽または汲み取り便槽からの転換事業 ※着工前の申請が必要です	環境エネルギー課 生活環境エネルギー係 【内線261】
15	下水道への接続の際に融資を受けるとき	生活排水設備等改造資金融資あつ旋及び利子補給事業	1件につき100万円以内で、市長が定めた額の融資あつ旋及び利子補給 (工事完了時期により利子補給率の変動あり)	◆償還期間は融資日から60ヶ月以内 ◆供用開始から工事完了が3年以内であること ※着工前の申請が必要です	環境エネルギー課 生活環境エネルギー係 【内線261】
16	下水道または農業集落排水に接続するとき	下水道排水設備設置事業	合併浄化槽から下水道接続への助成	◆合併浄化槽を廃止し、下水道等に接続する方 ※尾花沢市浄化槽設置整備事業補助金を受けていないこと ※着工前の申請が必要です	環境エネルギー課 生活環境エネルギー係 【内線261】
17	太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を設置するとき	再生可能エネルギー設備導入事業	以下のメニューについて設置費を助成 ①太陽光発電設備 ②蓄電池設備 ③木質バイオマス燃焼機器 ④太陽熱利用装置 ⑤地中熱利用空調装置 ⑥雪氷熱利用 ⑦V2H設備	◆家庭又は事業所における導入 ◆着工前の申請が必要 設備ごとに補助の割合上限が違います ※その他の要件あり	環境エネルギー課 生活環境エネルギー係 【内線261】
18	荒楯地区分譲地を購入するとき	尾花沢市荒楯地区分譲宅地定住支援事業	荒楯地区分譲地の購入費への助成 残り1区画(分譲価格2,921,000円、補助金584,000円)	◆荒楯地区分譲地を購入し、所有権移転登記を完了した方で、かつ、7年以内に住宅の建設を確約した方	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
19	住宅を建てるとき	定住促進住宅用地活用事業	市有地等の宅地を15年間貸付、15年間経過後に希望者には無償で市有地等を譲渡する	◆土地を借りて、住宅を建築して居住すること	建設課 都市住宅係 【内線286・287】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
20	不良住宅を 除却するとき	尾花沢市不良住宅 除却促進事業	不良住宅の解体に要する経費への助成 (経費の80%、上限100万円)	◆本市の区域内に存し、居住を目的として使用されていた空き家。不良度の測定で評点が100点以上のもの ※その他要件あり	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
21	住宅をリ フォームする とき	尾花沢市住宅リ フォーム支援事業 費補助金交付事 業	市内で自己所有の住宅をリフォーム工事する場合に、市内又は県内に本社のある業者が施工する総額10万円以上の工事に対し、要件に応じて、12万円から65万円を上限に助成	◆申請受付期間 ・交付申請:1月12日まで (工事契約・着工前に申請が必要) ・実績報告:工事終了後 2月10日まで	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
22	木造住宅の耐 震診断をする とき	尾花沢市木造住宅 耐震診断士派遣 事業	平成12年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅に対し、耐震診断士を派遣し無料で診断を実施 ※ただし、構造図等必要図面がない場合は別途請求	◆自らが所有し、かつ居住する木造住宅であること ◆店舗併用住宅の場合は、住宅の用途が延べ床面積の1/2以上であること ※事前に申請が必要です	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
23	危険な場所にある住宅を 除却するとき や、危険住宅に代わる住宅 を建設または 購入するとき	尾花沢市がけ地 近接等 危険住宅移転事 業補助金 交付事業	① 土砂災害特別警戒区域内の、居住している家屋を除却する費用等への助成 (除却費:国で定める除却単価/㎡を限度、 動産移転費:97万5千円を限度) ② 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する資金を金融機関等から借り入れた場合の利子について助成 (年利率8.5%を限度に建物は325万円、土地は96万円)	◆危険住宅に代わる住宅の建設・購入地が土砂災害警戒区域内である場合は、除却に要する経費のみが対象 ※事前に申請が必要です	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
24	危険なブロッ ク塀等を撤去 するとき	危険ブロック塀等 除却支援事業	通学路や避難路に面する危険なブロック塀等を撤去する費用の一部を補助 撤去工事費の2/3または、撤去する長さ×3万円/mのいずれか少ない額(上限15万円)	◆高さ1mを超えるブロック塀の内、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」で1項目以上の不適合がある場合 ※事前に申請が必要です	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
25	住宅地等で発 生した災害の 復旧工事をす るとき	居住空間安全対 策 事業費補助金	住宅地等で発生した災害の復旧に要する経費への助成(経費の1/3、上限10万円) 被災の原因となる災害が激甚災害に指定された場合は上限額を20万円とする	◆災害救助法が適用された自然災害、又は、1時間雨量20ミリ、24時間雨量80ミリのいずれかを超える降雨(公共災と同基準)により発生した災害に対する復旧工事費	建設課 都市住宅係 【内線286・287】
26	不良住宅に申 請したが、該 当しなかった とき	老朽空き家除却 事業補助金	不良住宅除却促進事業補助金の申請をされた方のうち、該当しなかった空き家の解体に要する経費への助成(経費の40%、上限50万円)	◆不良住宅除却促進事業補助金の条件	建設課 都市住宅係 【内線286・287】